明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○自動車のエネルギー消費効率の算定等に関する省令の一部を改正する省令（経済産業・国土交通一）　一
〔告　示〕
○登録有形文化財の登録を抹消した件（文部科学一五八）　二
○文化財を登録有形文化財に登録する件（同一五九）　二
○特定改造自動車のエネルギー消費効率相当値の算定実施要領を定める件（国土交通九三三）　五
○自動車の燃費性能の評価及び公表に関する実施要領の一部を改正する告示（同九三四）　七
〔人事異動〕
防衛省　八
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　三
特殊法人等
独立行政法人日本貿易保険企画競争に係る手続開始、平成二十事業年度独立行政法人住宅金融支援機構財務諸表、西日本高速道路株式会社料金の額及び徴収期間の変更、日本弁護士連合会懲戒の処分関係　三六
地方公共団体
公債償還（東京都区）、行旅死亡人関係　三七
会社その他
会社決算公告　三九

省　令

○経済産業省国土交通省令第一号

エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）を実施するため、自動車のエネルギー消費効率の算定等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十一年八月二十五日

経済産業大臣　二階　俊博
国土交通大臣　金子　一義

自動車のエネルギー消費効率の算定等に関する省令の一部を改正する省令

自動車のエネルギー消費効率の算定等に関する省令（昭和五十四年通商産業省運輸省令第三号）の一部を次のように改正する。

附則を附則第一項とし、附則に次の一項を加える。

2　国土交通大臣は、当分の間、第一条の規定に基づくエネルギー消費効率を算定した型式指定自動車と原動機、一酸化炭素等発散防止装置、動力伝達装置及び燃料の種類が同一である自動車について、当該型式指定自動車に係る道路運送車両法第七十五条第一項の申請をした者から国土交通大臣が告示で定める方法による申請があった場合には、国土交通大臣が告示で定める方法により、法第八十条第一号に規定するエネルギー消費効率に相当する数値を算定することができる。

附　則

この省令は、公布の日から施行し、改正後の附則第二項の規定は、平成二十一年四月一日から適用する。

告　示

○文部科学省告示第百五十八号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第五十九条第二項の規定に基づき、平成二十一年三月十六日付けをもって次の表に掲げる登録有形文化財の登録を抹消したので、同条第四項の規定に基づき告示する。

平成二十一年八月二十五日

文部科学大臣　塩谷　立

名称	構造及び形式	関係告示	所在地
目黒雅叙園百段階段十畝荘	木造平屋建、瓦一部鉄板葺、建築面積一三九平方メートル	平成十三年文部科学省告示第八十四号	東京都目黒区下目黒一―八―一
目黒雅叙園百段階段漁樵・草丘	木造二階建、瓦一部鉄板葺、建築面積一一四平方メートル	平成十三年文部科学省告示第八十四号	東京都目黒区下目黒一―八―一
目黒雅叙園百段階段静水・清方	木造二階建、瓦一部鉄板葺、建築面積六五平方メートル	平成十三年文部科学省告示第八十四号	東京都目黒区下目黒一―八―一
目黒雅叙園百段階段星光・頂上	木造二階建、瓦一部鉄板葺、建築面積九四平方メートル	平成十三年文部科学省告示第八十四号	東京都目黒区下目黒一―八―一